Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域共生社会の在り方検討会議（第１回）	
令和６年６月２７日	資料３

地域共生社会の実現に向けた取組と課題について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

①地域共生社会の実現に向けた取組

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

・地域共生社会と包括的支援体制の整備

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「地域共生社会」とは

（地域共生社会とは）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

⇒「縦割り」という関係を超える

・制度の狭間の問題に対応
・介護、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野がもつそれぞれの専門性をお互いに活用する
・１機関、１個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

⇒「支え手」「受け手」という関係を超える

・一方向から双方向の関係性へ
・支える側、支えられる側という固定化された関係から、支え合う関係性へ

⇒「世代や分野」を超える

・世代を問わない対応
・福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える
（例：保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野）

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

○ 社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定**。（法第106条の３）

（※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

○ 包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

令和2年社会福祉法改正

○ 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための**「重層的支援体制整備事業」を創設**し、その財政支援等を規定

＜「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめで示された方向性（令和元年12月）＞

- 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、Ⅰ　断らない相談支援、Ⅱ　参加支援、Ⅲ　地域づくりに向けた支援を一体的に実施**

（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯、ダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等

○ 同改正法の**附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**

平成29年改正社会福祉法の概要（抜粋）

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号））

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1．地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2．この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）

（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等

○ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3．地域福祉計画の充実

○ 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

令和２年改正社会福祉法の概要（抜粋）
（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第52号））

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援　【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進　【介護保険法、老人福祉法】

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進　【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化　【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設　【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和３年４月１日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

令和２年改正法附帯決議（重層的支援体制整備事業関係）

【衆議院厚生労働委員会】

一　重層的支援体制整備事業が、より多くの市町村において円滑に実施されるよう、同事業を実施していない市町村に対し、計画の策定、支援会議の設置及び同事業の実施の準備について、必要な助言、研修等を通じた人材育成その他の援助を行うよう努めること。また、市町村における同事業の実施状況によっては、できる限り速やかに必要な見直しに向けた検討を開始すること。

二　より多くの市町村において支援会議が組織されるよう、その役割や重要性について周知を図るとともに、効果的な運営方法に関するガイドラインを作成するなど必要な支援を行うこと。また、支援会議に関する守秘義務の規定については、支援会議において知り得た全ての事項が含まれるものであることの周知を徹底すること。

三　重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための交付金については、同事業が、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援等の事業のほか、伴走支援や多機関協働といった新しい機能を持つものであることを踏まえ、必要な予算の確保に努めること。とりわけ、裁量的経費についても事業を安定的に運営することができるよう、必要な予算の確保に努めること。

【参議院厚生労働委員会】

一　重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること。

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

（社会福祉法第106条の３）　（社会福祉法第106条の４）

地域共生社会の実現（第4条第1項）

包括的な支援体制の整備　社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第１０６条の３

- 市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される**施策

① 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備

※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修

② 地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備

※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握

③ 地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築

※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

・重層的支援体制整備事業

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
  （※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施。**
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村（予定）

重層的支援体制整備事業の全体像

Ⅰ　相談支援
（法第106条の４第２項第１号）

包括的な相談支援の体制

- 属性や世代を問わない相談の受け止め
- 多機関の協働をコーディネート
- アウトリーチも実施

Ⅱ　参加支援
（法第106条の４第２項第２号）

- 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- 既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）

就労支援　見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる　等

Ⅲ　地域づくりに向けた支援
（法第106条の４第２項第３号）

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- 多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
（第106条の4第2項第4号）
・多機関協働による支援
（第106条の4第2項第5号・第6号）
を実施

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の４第２項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第１号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第２号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第３号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第４号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第５号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第６号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄）

（令和５年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）

Ⅱ　今後の取組

３．「地域共生社会」の実現

人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人一人に寄り添い、伴走支援するという視点である。この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものである。

単身高齢者、生活困窮者を始めとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置付け、必要な制度的対応を検討していく。

＜① 来年度（2024年度）に実施する取組＞

◆　重層的支援体制整備事業の更なる促進

- 重層的支援体制整備事業について、より多くの市町村において実施されるよう、引き続き必要な対応を検討・実施する。
- 2024年度に、令和２年改正法附則で定められた、施行後５年を目途とした検討規定に基づく検討を行い、検討結果に基づいて必要な対応を行う。

現行の支援に関する法定の会議体について

制度・事業	会議名	法令根拠	設置義務	関係機関を含む構成団体	守秘義務	資料・情報等の提供	本人同意
生活困窮者自立支援制度	支援会議	生活困窮者自立支援法第９条	任意（令和７年４月から努力）	関係機関、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者により構成される会議	有	支援会議は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務	法律上の規定無し（同意取得困難な場合は同意なしで開催可）
生活保護制度	調整会議	生活保護法第27条の３	任意（令和７年４月施行）	関係機関、関係団体及び被保護者に対する支援に関する職務に従事する者その他の関係者で構成	有	会議は協力を求めることができ関係機関等は応じる努力義務	法律上の規定無し（同意取得困難な場合は同意なしで開催可）
介護保険制度	地域ケア会議	介護保険法第115条の48	努力	介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（関係者等）により構成される会議	有	会議は協力を求めることができ関係者等は応じる努力義務	法律上の規定無し（設置要綱等で定める。本人や家族の同意が前提）
障害福祉制度	（自立支援）協議会	障害者総合支援法第89条の3	努力	関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（関係機関等）により構成	有	協議会は協力を求めることができ、関係者等は応じる努力義務	法律上の規定無し（設置要綱等で定める。本人の同意を得ることが原則）
子ども施策	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の２	努力	関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者で構成	有	協議会は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務	法律上の規定無し（設置要綱で同意なくても実施可と記載）
女性支援施策	支援調整会議	女性支援新法第15条	努力	関係機関、関係団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者	有	会議は協力を求めることができ関係機関等は応じる努力義務	法律上の規定無し（同意取得困難な場合は同意なしで開催可）
孤独・孤立施策	孤独・孤立対策地域協議会	孤独・孤立対策推進法第15条	努力	関係機関、関係団体及び支援に関係する職務に従事する者その他の関係者で構成	有	協議会は協力を求めることができる（応じる努力義務等はなし）	法律上の規定無し（同意取得困難な場合は同意なしで開催可）
重層的支援体制整備事業	支援会議	社会福祉法第106条の６	任意	地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議（支援機関等）	有	支援会議は協力を求めることができ、関係機関等は応じる努力義務	法律上の規定無し（同意取得困難な場合は同意なしで開催可）

重層的支援体制整備事業における支援会議・重層的支援会議について

○　関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例の発生を防止するとともに、深刻な状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげるため、支援会議が法定化されている。

○　一方、重層的支援会議は、個々の対象者に係る支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものであり、目的や対象者の範囲等が異なる。

【支援会議と重層的支援会議の整理】

	支援会議	重層的支援会議
設置根拠	法律（社会福祉法第106条の６第１項）	実施要綱 自治体事務マニュアル等
設置（開催）主体	市町村	多機関協働事業者
対象	市町村が支援決定したケースに限らない	市町村が支援決定したケース
関係機関との情報共有	**本人の同意がなくても可能** ※支援会議における情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に違反しない ※第三者へ秘密を漏らした場合の罰金あり	**本人の同意が必要**
主な目的	• **関係機関間の情報共有**による、**支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなぎ** • **地域における支援体制の検討** （取り扱う事例） • 本人同意が得られず、適切な情報の共有や連携を図ることができない事案 • 世帯全体として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案	• **プラン案の適切性の協議** • 支援提供者によるプランの共有 • プラン終結時等の評価 • 個々のニーズに対応する**社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討**

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

・地域共生に関する関連施策

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生に関連する主な施策

○身寄りのない高齢者等支援

○困難な問題を抱える女性への支援

○矯正施設退所者等への支援

○ひきこもり支援

○権利擁護支援

○自殺対策

○孤独・孤立対策

○災害時の被災者支援

○住まい支援

○認知症施策　　等

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

・災害時の被災者支援との連携に向けた取組

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について（令和２年12月７日：社援地発1207第１号等）

○ 被災者への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて、以下の事業が実施されているところ。
- 災害派遣福祉チーム（DWAT）による避難所で生活する支援が必要な方の入浴介助等の日常生活上の支援や、災害時要配慮者が抱える課題を解決するための相談支援等
- 「被災高齢者等把握事業」による在宅で生活する高齢者、障害者へのケアマネジャー等の専門職による生活支援の助言等
- 「被災者見守り・相談支援事業」による応急仮設住宅に入居する方等への見守りや相談支援等

○ 被災者の状況に応じて切れ目のない支援を実施するに当たっては、支援に関する情報共有など、各事業が十分な連携の下で実施されることが重要であることから、その留意事項について自治体へ通知が発出された

被災者への見守り･相談支援に係る実施者間の連携のイメージ

（出典）厚生労働省ホームページ

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

（平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会･援護局長通知）

○　近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題

○　このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定

【平時】

【都道府県】

ネットワーク主管部局の選定

（委託･協定等）

（参加）

【都道府県社協等】

（運営）

【ネットワーク事務局】

（チーム員名簿の作成）

【ネットワーク会議】

（招集）

- 主管部局、防災部局、保健医療部局
- 社会福祉協議会
- 社会福祉施設等関係団体
- 福祉職の職能団体
- 保健医療関係者
- 民生委員 児童委員

○　ネットワーク会議を活用し、災害時における活動内容等をあらかじめ整理。

①チーム組成の方法、活動内容
②チームの派遣決定及び情報収集の方法
③災害時における関係者の役割分担
④災害時における本部体制の構築
⑤費用負担
⑥保健医療関係者との連携
⑦チーム員に対する研修･訓練
⑧住民に対する広報･啓発　等

（改組）

（チーム員の供給）

【災害時】

【ネットワーク本部】

（情報収集）

【被災市区町村】

（現地状況の報告）

（派遣の可否の検討、派遣決定）

（活動のバックアップ）

【災害派遣福祉チーム】

（派遣）

【避難所】

○　**避難所**において、災害時要配慮者に対し、次のような福祉的支援を実施。

①　他の福祉避難所等への誘導
②　アセスメント
③　食事、トイレ介助等の日常生活上の支援
④　相談支援
⑤　避難所内の環境整備
⑥　本部、都道府県との連絡調整、活動状況の報告　等

災害時要配慮者の二次被害防止、安定的な日常生活への移行

※　上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

令和６年能登半島地震におけるDWATの活動について

○　災害派遣福祉チーム（DWAT）は、
　①　都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
　②　当該ネットワークに参加する団体や施設等から、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
　③　避難所において、食事やトイレ介助、避難生活中の困り事に関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備等福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、災害関連死などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援。

○　DWATの広域派遣調整については「災害福祉支援NW中央センター事業」として全国社会福祉協議会が国の委託事業として実施している。

○　1/6（土）に中央センター職員と群馬県のDWAT先遣隊を石川県へ派遣し活動を開始、1/8（月）から群馬県、静岡県、京都府から先遣隊を金沢市内に設置した1.5次避難所へ派遣し、活動を開始。

被災高齢者等把握事業

事業内容

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※　被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね３か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策活用することを想定。）

○実施主体　：　災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率　　：　①特定非常災害の指定がある場合　１０／１０
②上記以外の場合　１／２

被災者見守り・相談支援等事業

1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

（令和5年度時点で事業を実施している災害： 平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年度台風第15号、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨災害、令和6年能登半島地震）

2 事業の概要・スキーム

都道府県センター（事業所）

◆総括生活支援相談員等を配置

各市町村センターの支援
（研修実施、アドバイザー派遣等）

連携・協力

・専門職団体
（県社会福祉士会、県ケアマネ協会、県介護福祉士会、県弁護士会等）
・主要NPO等民間支援団体 等

支援

市町村センター（事業所）

◆主任生活支援相談員、生活支援相談員、生活支援補助員（地域住民等）等を配置

・見守り安否確認
・相談の受付
・各専門支援機関へのつなぎ
・コミュニティづくり 等

連携・協力

・社会福祉法人
・NPO等民間支援団体
・ボランティア団体
・民生委員・児童委員
・自治会 等

つなぎ

関係支援機関

・生活困窮者自立支援機関
・地域包括支援センター
・在宅支援診療所
・こころのケアセンター
・地域生活支援拠点（障がい者）
・デイサービス事業所
・保育所、こども園
・ハローワーク 等

見守り・相談支援等

高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世帯等

仮設住宅　みなし仮設

【実施主体】

都道府県、市町村 （委託可）

【補 助 率】 1／2（※）

※特定非常災害の場合

発災年度を含み3年	10/10
4～5年目	3/4
6年目以降	1/2

※令和3年度から自治体負担について、特別交付税が措置されることとなった（地方負担額×0.8）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

・住まい支援の充実に向けた取組

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

１．居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、 生活保護法、 社会福祉法】

① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）

② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。

③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。

④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

２．子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

３．支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

施行期日

令和７年４月１日（ただし、２②は公布日（※）、２①は令和６年10月１日）※２②は令和６年１月１日から遡及適用する。

居住支援の強化

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される

➔住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

改正内容

- 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
- 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
  ※衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

改正内容

- 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
- 見守り支援の期間（１年）の柔軟化【省令】
- 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる

➔家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

改正内容

- 住居確保給付金を拡充
  ※転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

改正内容

- 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
- 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
- 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

（※）国土交通省で「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出。（【住】とあるものはこの法案による。

住まいの相談に対応できる体制の整備

自立相談支援事業における居住支援の強化

必須事業

令和７年４月１日施行

改正の趣旨・効果

- 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。
  - ✓ 「ホームレス」だけではなく、「住まい不安定」、特に単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者が相談支援を受けやすくなる。

改正への対応イメージ

来所
訪問

自立相談支援機関

後方支援・連携

居住支援協議会

- 地方公共団体（住宅・福祉部局）
- 不動産関係団体
- 居住支援団体

- 住宅相談・物件の紹介等（民間賃貸住宅、公営住宅、セーフティネット登録住宅、居住サポート住宅 等）
- 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介　等

連携・活用

- 住居確保給付金
- 家計改善支援事業 就労準備支援事業
- 日常生活自立支援事業
- …

総合的なアセスメント
相談を受け、困りごとを整理

→ **支援プラン作成・実行**
同行支援、他機関への紹介等

→ **モニタリング・プラン評価**
プラン振返りと課題整理（プラン見直し）

生活困窮状態からの脱却
日常生活自立
社会生活自立
経済的自立

↳その他、適切な支援へとつなげる

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）

住まいに関わる
課題がある
幅広い対象者

来所
訪問

住まいの相談窓口

相談の中で課題を把握・分析

自立相談支援事業

【体制例】
主任相談支援員、相談支援員、
就労支援員、**住まい相談支援員**※
※加配について、予算要求を検討

連携・活用

不動産業者への同行等の入居支援
入居後の見守りや生活支援

地域居住支援事業

後方支援・連携

個別支援に活用可能な方策を可視化
地域づくりや住宅ストックの確保

居住支援協議会

- 住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進
- 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体として下記のような活動を行う
  - 会議での情報交換、地域の支援体制の検討
  - 不動産・福祉関係団体への働きかけ、ネットワーク形成
  - 住宅相談・物件の紹介等の事業の実施
  - 家賃債務保証・安否確認サービス等の紹介

連携して対応
（情報共有・助言、役割分担等）

福祉事務所

地域包括支援センター

基幹相談支援センター

・
・
・

総合的なアセスメント

相談を受け、
困りごとを整理

- 生活困窮者自立支援制度の利用が必要 → 生活困窮の支援プランを作成し、必要な支援等を実施（地域居住支援事業の利用等）
- 生活保護の利用が必要
- 生活保護を受給中 → 福祉事務所と連携（生活困窮者向けと被保護者向けの地域居住支援事業の一体実施等）
- 経済的な困窮はないが、独力での課題解決は困難 → 居住支援法人等の地域の社会資源と連携
- 不動産業者等への相談により独力で課題解決可能 → 情報提供のみで終了

住まい支援システム構築に関するモデル事業

令和５年度補正予算　2.2億円

参考

1 事業の概要

住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するため、モデル事業の実施に要する費用を補助する

2 事業のイメージ

住まいの相談

住まいに課題を抱える生活困窮者

- 支出の増加や収入減少等により転居が必要となったが、転居費用が捻出できない。
- 身寄りがなく、保証人や緊急連絡先も確保できない。
- 住まいを失っており、地域とのつながりもない。
- 家賃滞納による強制退去など住居を失う危険性が高い。
- 関係悪化により家族や知人から同居が拒否されている。

等

福祉事務所設置自治体

- 福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある者の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援関係機関につなぐ

【体制】
自立相談支援機関に居住支援員（仮称）を配置
← 福祉と住宅をつなぐ人材、マネジメントの中心的役割

【役割】
① 住まいを中心とした相談支援（居住支援法人等との連携窓口）
② アセスメント・プランの策定・フォローアップ
③ 身寄りのない者への伴走支援（必要な支援機関へのつなぎ）
④ 地域の居住支援ニーズの把握、必要な地域資源の開拓（生活困窮者の受入れに理解のある大家や不動産業者の開拓）

連携

居住支援協議会（住宅セーフティネット法）

- 市町村の住宅･福祉部局･居住支援団体等で構成（都道府県の参加も推奨）
- 居住支援協議会未設置の自治体においては、その他会議体との連携等を新たに構築

【役割】
地域の資源の把握や事業の総合調整 等

プランの策定

抱えている課題の背景、要因を把握し、幅広い視点で住まい支援を中心とした項目を盛りこむ

①住宅の斡旋
②家賃支援
（住居確保給付金等）
③居住支援
（入居支援・入居中生活支援 等）

※既存事業も活用

モニタリング

その他、適切な支援へとつなげる

3 実施主体等

【実施主体】：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体）　※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可
【補助率】：国３／４、福祉事務所設置自治体１／４

重層的支援体制整備事業における居住支援の強化

令和７年４月１日施行

改正の趣旨・効果

- 市町村が重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、居住の安定確保のための支援を行うこと、参加支援事業において居住支援を行うことを明確化。
  - ✓ 生活困窮の自立相談支援機関のみでは対応が難しいニーズがある者（世帯）に対しても、多機関協働や参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援により、連携して入居継続支援を行うことができる。

改正への対応イメージ

- 例えば、①世帯全体として住まい確保の課題を抱えているケースや、②単身世帯で住まい確保の課題を含む複数の課題を抱えているケースで、自立相談支援機関単独では対応が難しい場合、重層的支援体制整備事業を活用して、住まい支援を行うことも考えられる。

重層的支援体制整備事業を活用する事例のイメージ

① 世帯全体として住まい確保の課題を抱えているケース

② 単身世帯で住まい確保の課題を含む複数の課題を抱えているケース

【役割分担の例】

住まい確保	自立相談支援機関で相談受付、地域居住支援事業や関係機関（居住支援法人等）との連携による住まい確保支援、入居後の見守り支援等を実施	**参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により、狭間のニーズに対する継続的な見守り支援や社会参加への支援を実施
介護	**地域包括支援センター**による相談支援	
障害	**基幹相談支援センター**による相談支援	
ひきこもり	**ひきこもり地域支援センター**による相談支援	

重層的支援体制整備事業を活用した支援の流れ

1. 多機関協働事業者を中心に、最初に相談を受けた機関が行ったアセスメントをもとに、重層的支援会議を開催し、居住支援法人等の支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成
2. 支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう、必要な支援を実施
3. 狭間のニーズに対する入居継続支援は、参加支援事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用

●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律

背景・必要性

○ **単身世帯の増加**(※)、持家率の低下等により、要配慮者の賃貸住宅への**円滑な入居に対するニーズが高まる**ことが想定される。
※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。

○ 孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安から、**単身高齢者など要配慮者に対する大家の拒否感が大きい**。
他方、賃貸の空き室は一定数存在。

○ 改正住宅セーフティネット法(H29年)の施行後、全国で800を超える**居住支援法人**(※)が指定され、地域の**居住支援の担い手は着実に増加**。 ※要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)

要配慮者に対する大家の入居拒否感

高齢者の入居拒否の理由は、居室内での死亡事故等への不安が約9割
見守り、入居後の課題の相談を求める大家も多い

1. 大家と要配慮者のいずれもが安心して利用できる**市場環境**の整備
2. 居住支援法人等が**入居中サポートを行う**賃貸住宅の供給促進
3. 住宅施策と福祉施策が連携した**地域の居住支援体制**の強化 が必要

改正法の概要

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

○ **終身建物賃貸借**(※)**の利用促進**
※賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

・終身建物賃貸借の**認可手続**を**簡素化**
(住宅ごとの認可から**事業者**の**認可へ**)

○ **居住支援法人による残置物処理の推進**

・入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人**の**業務**に、入居者からの委託に基づく**残置物処理**を**追加**

○ **家賃債務保証業者の認定制度の創設**

・**要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**(認定保証業者)を国土交通大臣が**認定**

⇒ (独)**住宅金融支援機構**の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスク**の**低減**

○ **居住サポート住宅による大家の不安軽減**
(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

○ **居住サポート住宅**(※)**の認定制度の創設**
※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

・**居住支援法人**等が、要配慮者のニーズに応じて、**安否確認**、**見守り**、**適切な福祉サービスへのつなぎ**を行う住宅(**居住サポート住宅**)の供給を促進
(**市区町村長**(**福祉事務所設置**)等が**認定**)

⇒生活保護受給者が入居する場合、**住宅扶助費**(**家賃**)について**代理納付**(※)を**原則化**
※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

⇒入居する要配慮者は**認定保証業者**(1.参照)が**家賃債務保証**を**原則引受け**

<居住サポート住宅のイメージ>

3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

○ **市区町村**による**居住支援協議会**(※)設置を**促進**(努力義務化)し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における**総合的・包括的な**居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

【目標・効果】
(KPI) ① 居住サポート住宅の供給戸数 : 施行後10年間で10万戸
② 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率 : 施行後10年間で9割

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

②地域共生社会における、

身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1) ともに、今後とも増加が予想されている。
単身世帯は、2050年で44. 3%に達する見込み。(全世帯数約5,570万世帯(2020年))

(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」
(※1)世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。
(※2)全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1% (2050年)へと上昇。
(※3)子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

世帯構成の推移と見通し（前回推計との比較）

（出典）総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和6年推計・平成30年推計）」
（※1）世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。
（※2）子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

高齢者等終身サポート事業（旧身元保証等高齢者サポート事業）について①

Ⅰ 背景

○高齢者等終身サポート事業が抱える課題

- 高齢者が入院や入所などの重大なライフイベントに直面する中で、本人が人生の最期まで自分らしく生きられるよう、信頼できる者から意思決定の支援を受けることが必要である。
- これまでは、こうした支援を家族が担ってきたが、今後、頼れる家族がいない人が増加する中で、本人の意思決定を支援する者の確保が課題。
- その選択肢の一つとして、高齢者等終身サポート事業が考えられるが、安心して事業を利用できるよう、一定の質を確保するとともに参入する事業者の増加を図ることが求められている。

○高齢者等終身サポート事業／関連サービス（イメージ）

身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果（概要）（総務省）（令和5年８月）より抜粋

〔上記サービスに関連するサービス〕
- ・任意後見契約（本人の判断能力が不十分→ 家庭裁判所へ申立て→ 後見監督人選任 → 後見人による財産管理、契約行為の代理）
- ・遺言（遺言書作成・支援 → 遺贈・相続）

高齢者等終身サポート事業（旧身元保証等高齢者サポート事業）について②

Ⅱ　高齢者等終身サポート事業を行う事業者の概況

身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果（概要）（総務省）（令和5年８月）より抜粋

○調査対象とした事業者

- インターネット検索や聞き取りにより調査対象に該当すると考えられる412事業者をリストアップ
- 上記のうち、調査に協力の得られた**204事業者**※を対象に調査を実施
  - 実地調査：88事業者
  - 書面調査：116事業者

※ 高齢者を対象に「身元保証サービス」を実施し、かつ「日常生活支援サービス」、「死後事務サービス」の両方又はいずれかを実施している事業者

○調査した事業者の法人形態

（n=204）

○調査した事業者の従事職員数、契約者数

（n=190）

⇒ 従事職員数20人以下の事業者がほとんど
（従事職員数5人以下が6割、契約者数9人以下が1/3）

○調査した事業者の事業開始年

（n=204）

⇒ 事業開始後10年に満たない事業者が約8割

身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査の結果（概要）

総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

（通知日：令和5年8月7日　通知先：厚生労働省、消費者庁、法務省）

調査の背景

◇　高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢単独世帯や高齢夫婦のみ世帯が増加

◇　家族による支援を受けることが困難な高齢者を対象に、入院・施設等入所時の身元保証、日常生活支援、死後の対応等のサービスを行う「身元保証等高齢者サポート事業」が出てきており、今後、需要が高まる見込み

◇　一方、事業者の経営破綻に伴うトラブル等も発生しており、利用者が安心できるサービス・事業者の確保が課題

⇒　消費者保護の推進とともに、事業の健全な発展のために必要な行政上の措置の検討に資するため、身元保証等高齢者サポート事業の実態について、行政機関による事業者への実地調査を含めた全国調査※を初めて実施

※事業者の公的リスト等がないため、インターネット検索等により412事業者をリストアップし、このうち協力を得られた204事業者を調査

主な調査結果・課題提起

- 身元保証等高齢者サポート事業を直接規律・監督する法令・制度等なし（民法等に基づく民・民の自由契約）
- 本事業については、その特徴を踏まえ、事業者による工夫した取組もみられるが、身寄りのない高齢者を支援するサービスとして、一般的な契約に比べ消費者保護の必要性が高いと考えられることから、今後、留意すべき事項や求められる対応の方向性について課題提起

事業の特徴	実態（主な調査結果）	留意すべき事項・対応の方向性
・契約主体は加齢等により**判断能力が不十分になることも想定される高齢者** ・**死後のサービス**を含み契約期間が長期 ・サービス提供方法、費用体系が**多様** ・**契約金額が高額**で、一部費用の支払いはサービスの提供に先行 ・契約内容の**履行を確認しにくい** ▼ **消費者保護の必要性が高い**	〔事業者の取組〕 ・契約内容の重要事項説明書を作成している事業者は少数 ・預託金を法人の代表理事の個人名義の口座で管理する例 ・利用者の判断能力が不十分になった後も成年後見制度に移行していない例 ・契約履行の確認を契約書に規定 ・契約書に解約条項がない例 ・遺言書の内容が本人の意思と異なる例 〔地方公共団体等の取組〕 ・住民への情報提供が低調	・公正な契約手順の確保 ・預託金の管理方法のルール化 ・成年後見制度への円滑な移行 ・契約履行の確認や担保は個々の事業者だけでは対応に限界 ・解約時の返金ルールや費用・料金内容の一層の明確化 ・寄附・遺贈における本人の自由な意思の尊重と判断能力の確認 ・啓発資料の充実・周知

⇒　事業運営の健全性及び継続性の確保、高齢者が安心して利用できる仕組みが必要

認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議とりまとめ（抜粋）

（令和5年12月25日　認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議）

はじめに

○　独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題については、「意見のとりまとめ」 及び 内閣官房の身元保証等高齢者サポート調整チームを中心に整理している状況を踏まえ、**年度内を目途に当面の対応（ガイドラインの策定等）を整理**するとともに、**法的対応が必要な論点の整理等を進める**ことを求める。

意見のとりまとめ
6.独居高齢者を含めた高齢者等の生活上の課題関係

○　独居高齢者の増加が見込まれるとともに、家族がいる場合であっても頼れない状況もあり得る中、本人が意思決定を完結できなくなった際の意思決定支援を補完する仕組みが必要である。

○　こうした背景等により、身元保証等を行う事業者が出てきており、今後、その需要の増加が見込まれるが、所管する省庁等が存在せず、消費者問題も懸念される状況となっている。身元保証事業者については、サービスの質を確保し、利用者が安心して利用できることを推進していく必要がある。契約手続や事業者が開示すべき事項などを定めた利用者の**適切な事業者の選択に資するガイドラインの策定など**、政府全体として課題への対処、整理が必要な状況となっており、まずは**適正な事業者の育成を進めていく必要がある**。課題への対処方法や論点について横断的に整理し、幅広い解決策を模索していくことが重要である。

○　さらに、 身元保証、意思決定支援に関する関連制度等の整理や意思決定支援を支える仕組みが必要である。また、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、**終活や住まいの支援も含めてコーディネートする体制も必要**であり、各地域の実情に応じた独居の認知症の方を含む高齢者の支援体制を築いていく必要がある。

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）について（抄）

（令和５年12月22日全世代型社会保障構築本部決定）

Ⅱ　今後の取組

３．「地域共生社会」の実現

人口構造及び世帯構成が変化し、家族のつながりや地縁も希薄化し、移動手段の確保も困難となる中で、今後、更なる増加が見込まれる単身高齢者の生活について、住まいの確保を含め、社会全体でどのようにして支えていくかが大きな課題である。高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、外国人も含め、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要である。そこで重要なのは、各種サービスの担い手等による連携の下、地域全体で、多様な困りごとを抱える人やその家族を包括的に受け止め、一人一人に寄り添い、伴走支援するという視点である。この伴走支援は、各種サービスにつなぐという役割のみならず、人と人とのつながりを創出すること自体に価値を有するものである。

単身高齢者、生活困窮者を始めとする地域住民が安心して日々の生活を営むことができるよう、入居後の総合的な生活支援も含めて、地域住民の生活を維持するための基盤となる住まいが確保されるための環境整備が必要であることから、住まい政策を社会保障の重要な課題として位置付け、必要な制度的対応を検討していく。

＜②「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組＞

◆　身寄りのない高齢者等への支援

・　高齢者を中心として単身世帯等の急増が確実に見込まれる中で、身元保証から日常生活支援、死後事務の処理に至るまで、広く生活を支えていくため、既存の各施策も踏まえた上で、必要な支援の在り方について検討を行う。

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）

○　病院への入院や介護施設等への入所の際の手続支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。

○　この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民事法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

全般的な事項

○　事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。

○　本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。

○　サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

契約締結にあたって留意すべき事項

○　契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。

○　寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。　等

契約の履行にあたって留意すべき事項

○　契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。

○　利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。

○　利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。　等

事業者の体制に関する留意事項

○　利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。

関連する制度・事務に関する政府の取組

○　高齢者等終身サポート事業者が行う金融機関の手続及び携帯電話の解約について、調整を行うとともに、今後、様々な場面で高齢者等終身サポート事業者の活用が見込まれる関連業界や自治体へのガイドラインの周知を行う。

○　高齢者等終身サポート事業の利用状況等を踏まえ、関係する制度（重要な治療方針に関する関わり方、介護保険外サービス、死亡届、成年後見制度）の見直し等の検討を進めるほか、ガイドラインの普及や関連制度の検討状況を踏まえつつ、認定制度等について検討する。

新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」）

※「持続可能な権利擁護支援モデル事業」における**「身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援（金銭管理等）・意思決定支援に関する取組」**の取組例

1 事業の目的

○ 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【実施主体】 市町村（委託可）　【基準額】 1自治体あたり 5,000千円／取組　【補助率】 3/4

1．包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置**した相談・調整窓口を整備。

《業務内容》
意思決定支援を確保しながら以下の業務を実施
- 地域の社会資源を組み合わせた『包括的な支援プラン』の作成。
- プランに基づく支援のアレンジメントや各種契約支援、履行状況確認
- 様々な分野の活動や人と人とのつなぎ合わせなど地域づくりのコーディネート

など

－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －

入居支援	見守り	法律相談	終活支援	死後対応
つながり支援	生活支援	財産管理	権利擁護	残置物処分
家賃債務保証など				

2．総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。

誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業

【事業目的の概要】

・過去の調査研究から、日本のあらゆる地域・世代を通じ、頼れる『身寄り』がいることはもはや当たり前とは言えず、『身寄り』がない事自体が「第２のスタンダート」としてとらえるべきとの結論に至った。同時に、限定的ではあるが、様々な社会資源・地域において『身寄り』問題に取り組む行政・団体があり、これらを組み合わせることで、『身寄り』問題の一定の解決を図り得ることも明らかにした。
・『身寄り』の有無にかかわらず、コロナ禍の中でも尊厳を持って生活していくことのできる社会の構築が緊急的に求められている。
・一方、地域の先駆的な一病院や一事業者のみが『身寄り』問題に取り組んだとしても、その特定の機関にのみ負荷がかかり、『身寄り』問題解決に向けての社会的合意が取りづらくなることから、地域全体で取り組む「地域づくり」を推進していく必要がある。
・以上を踏まえ、地域において『身寄り』がない人を受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」を作成することを目的とする。

【総括の概要】

①『身寄り』問題の解決に向けて社会に求められること
・本人が自分のことを自分で決めることが困難（認知症者等）であり、かつ、本人の意思決定を支援する家族等が身近にいない状態であるケースの増加を想定することが必要。
・本人の意思を尊重し、『身寄り』がいない人の存在だけでなく、『身寄り』に頼らず生活したいと考える人が存在することを「当たり前」と認識し、対応することが求められている。
・「家族による支援」と「地域や社会による支援」とを並列化することが必要。個人を、家族や社会、地域等、全てのものから完全に独立したひとりの人として、その尊厳を最大限に尊重するという権利擁護の基本に立ち返る必要がある。

②『身寄り』問題の解決に向けて地域に求められること
・『身寄り』問題は、病気や障害の有無にかかわらず、また全世代的に課題が発生する可能性があることも鑑み、地域で総合的に取組みを行うことが求められる。
・『身寄り』問題の解決のためには、当事者、事業者、支援者のそれぞれが、それぞれの立場から『身寄り』問題に取り組む必要がある。地域で『身寄り』問題の解決に取り組む主体については、基礎自治体や、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括ケアシステム構築を目指す機関や成年後見制度利用促進法に基づく中核機関等のほか、地域の社会福祉士会や医師会、医療ソーシャルワーカー協会等の職能団体等が主体となることも考えられる。
・『身寄り』問題に関する取組みを進めるため、地域の様々な関係者間が課題を共有し、同じフィールドで議論することが必要。高い公共性を持った機関・職能団体が「主体」となり、地域の主要な機関が『身寄り』問題について協議できる「場」の設置が望まれる。
・地域でガイドラインづくりに取り組むことは、地域の様々な人・機関が『身寄り』のない人の権利擁護の必要性を共有し、当事者・事業者・支援者が協働するきっかけとなり得る。さらに、これを行政が主導・バックアップすることで、地域共生社会、地域包括ケアシステム、地域の権利擁護事業等と調和した形で『身寄り』問題の解決を目指すことも可能となる。
・ガイドラインやマニュアルはあくまでも手段や通過点。これらをきっかけとして、『身寄り』の有無にかかわらず、一人ひとりが尊厳のある暮らしを営める社会の実現が期待される。

資料出所　令和２年度厚生労働省社会福祉推進事業「『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業　報告書」及び「身寄りの有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりの手引き」（特定非営利活動法人つながる鹿児島）

身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実態把握調査　報告書
（提言部分のまとめ）

○本調査研究は、身寄りのない高齢者等に対して、生前から死後の対応を含めた様々な支援がどのように提供され、どのような課題があるかについて実態を把握することを目的として、自治体・社会福祉協議会・身元保証等高齢者サポート事業などの民間事業者を対象にしたアンケート調査ならびにヒアリング調査を行った。これらをもとに、以下の提言がまとめられた。

目指す姿　**高齢になり、心身機能が低下しても、誰もが生前から死後にかけて生活の質と尊厳を保ち、社会やサービスから排除されないこと**

（今後必要なこと）

○ **狭義の支援**：個人が自ら将来に向けた意思決定やその実現手段を準備するため、主に制度や事業を活用するためのもの

① 誰もが自らの心身機能の低下や死に備え、あらかじめ意思決定をしておける仕組みの構築
② ①が行えなかった場合にも周囲が対応できる仕組みの構築
③ 支援の負担を下げ、担い手を増やす方策の検討

○ **広義の支援**：個人と地域のつながりをつくる・保つことにより、生きる基盤を整える（生活の質の水準の維持向上）ためのもの

- 孤独・孤立対策や地域共生社会の理念に包含されるもの（地域共生社会の理念に基づき、身寄りのない高齢者等が支えられる側だけでなく、支える側に回り得る）
- 身寄りのない高齢者等が社会とかかわりを持ち、参加の機会を得ることによって安心感や活躍の場を得、生活の質が向上することを目的とし、狭義の支援への自発的な取組の動機を高めることにもつながる。

○ 上記について構想を持ち、検討を推進する主体の存在
（→理念・全体デザインを持ち、コーディネートする主体が、国には明確に存在していない）

- 国が、地域の実情や課題に応じて、多機関が連携するための事業（重層的支援体制整備事業も含む）に接続することが望ましい。

狭義の支援のための基本的な体制

① 本人の情報の明確化と伝達

- 心身機能が低下しないうちに、生前・死後に必要になる問題解決についての意向（医療や葬送に関すること等）や、意向を実現するための各種契約や取り決め、親族の連絡先等の情報について明確にする。
  ⇒ 事前に表明された意向や、あらかじめしておいた取り決めや契約が有効に働くために、**自治体等が関連情報を集約し、医療機関等からの照会に回答するといった情報流通を行う仕組み**が求められる。

② 三者関係

- 意向実現のための取り決め・契約の履行確認等のため、**本人と支援者・受任者・第三者を含んだ関係**とする（第三者は①の情報伝達も担う。）
  （横須賀市、鎌倉市、逗子市、熱海市、豊島区、岐阜市等に仕組みの原型あり）

※ 本人の情報の明確化を助けるための**相談機能**や、「事前に取り決めていたことが必要である」と判断する**司令塔機能**については、必須だが、誰がどのように担うかは一律に定めることはできず、**地域の実情**に応じて決めることが適切。

図　身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸事情に関する今後の検討

図　狭義の支援のための基本的な体制

資料出所　令和５年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実態把握調査　報告書」（株式会社日本総合研究所）をもとに厚生労働省社会・援護局にて作成

引き取り手のない遺骨・遺体に関する調査研究（令和６年度　社会福祉推進事業）

公募要項より（抜粋）

① 課題名

行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律及び生活保護法に基づく火葬等関連事務を行った場合等の遺骨・遺体の取扱いに関する調査研究事業

② 課題の趣旨目的

引き取り手のないご遺体については、身元が不明である場合はその所在地の市町村において（行旅病人及行旅死亡人取扱法）、火葬等を行う者がいないとき又は判明しないときは死亡地の市町村において（墓地、埋葬等に関する法律）、 火葬等を行うこととされている。 また、生活保護法においては、被保護者が死亡した場合で葬祭を行う扶養義務者がいない場合や、死者に対して葬祭を行う扶養義務者がおらず遺留金品で葬祭費用を賄うことができず、かつ葬祭を行う者がいる場合に、葬祭扶助を行うことができるとされている。 これら規定に基づき自治体において、葬祭等関連事務を取り扱うことがあるが、これに関し、遺体や遺骨の取扱に苦慮するケースがあるとの指摘がある。こうした状況を踏まえ、これら法令に関連して自治体で遺体・遺骨を取り扱う場合の実態や課題を把握し、好事例を示す等の対応を検討するもの。

③ 想定される事業内容 （具体的内容、手法、成果物及び活用方法）

1．具体的内容・手法

① 「課題の趣旨目的」に記載の法令に基づく遺体・遺骨の取扱の実態や課題について、複数の自治体や専門家に対してヒアリング調査を行う。

② ①のヒアリング結果や各種既存資料をもとに、課題や対応事例を整理し、遺体・遺骨の取扱いに関する対応について、事例集等を作成する。

２．成果物及び活用方法（施策への反映）

成果物として、事例毎にどのような対応が考えられるかを示した事例集等を作成し、それら内容を含んだ報告書をまとめること。報告書の内容については自治体に周知する予定であり、自治体において、関連法令に基づき火葬等関連事務を行う場合に、当該事例集等を参考に円滑に対処できるようにすることを目指す。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

成年後見制度の概要

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法律的に支援する制度

	法定後見制度（詳細は、次頁参照）	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の３つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	①　本人と任意後見人となる者との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 →　この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ②　本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等（注）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

（注）後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

法定後見制度の概要

	後　見	保　佐	補　助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注１）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法 13 条 1 項所定の行為（注２）（注３）（注４）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法 13 条 1 項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注２）（注３）（注４）	同上（注２）（注４）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注１）	同左（注１）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注５）（注６）		

（注１）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注２）民法 13 条 1 項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注３）家庭裁判所の審判により、民法 13 条 1 項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注４）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（注５）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。

（注６）令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

成年後見制度とは？

○　成年後見制度は、「措置から契約へ」という社会福祉基礎構造改革の流れの中で、民法の改正等により平成１２年に誕生した制度。

○　認知症や知的障害・精神障害により、判断能力が不十分な方について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人の**財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割などの相続手続など）**や**身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結履行状況の確認など）などの法律行為を支える制度。**

○「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。**「法定後見制度」**は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。**「任意後見制度」**は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組み。

◆　利用の流れ（イメージ図）

成年後見人等が行うお手伝いは、制度を利用する
ご本人の生き生きとした生活を支えています。
ご本人の力は、地域の力にもなっていきます。

成年後見制度の利用状況等

成年後見制度の利用者数の推移（平成３０年～令和５年）

○ 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
○ 令和5年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約71．7%、保佐の割合が約20．9%、補助の割合が約6．4%、任意後見の割合が約1．1%となっている。

	平成30年12月末日	令和元年12月末日	令和2年12月末日	令和3年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日
成年後見	169,583	171,858	174,680	177,244	178,316	178,759
保佐	35,884	38,949	42,569	46,200	49,134	52,089
補助	10,064	10,983	12,383	13,826	14,898	15,863
任意後見	2,611	2,652	2,655	2,663	2,739	2,773
計	218,142	224,442	232,287	239,933	245,087	249,484

資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」より作成

成年後見人等と本人との関係別件数（令和５年）

○　成年後見人等と本人の関係については、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が成年後見人等に選任されたものが７，381件（全体の約18．1%）、親族以外の第三者が選任されたものが33，348件（全体の約81．9%）となっている。

（親族、親族以外の別）

（親族の内訳）

（親族以外の内訳）

（注1）　後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
（注2）「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和５年１月～１２月－」より作成

市民後見人について

○ 市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて後見業務を適正に担う。

○ 主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援など。
市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、成年後見人等としての活動が開始される。

市民後見人の育成・支援

○ 市民後見人として活動するには、地域の自治体や中核機関等が実施する養成講座などの研修を受講し、家庭裁判所から後見人等として選任される必要がある。

○ 市民後見人として選任された後も、スムーズな後見活動が継続できるように、定期的に報告や相談を聞き、必要であれば速やかにサポートしていく体制づくりが重要。

◆ **市民後見人の養成状況**（R5.4.1時点）

養成者数(累計)	登録者数	受任者数
２３，３２３人	８，２０２人	１，９０４人

出典：令和５年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（厚生労働省）より作成

市民後見人として活動するまでの流れ

1 地元自治体が開催する市民後見人養成講座を受講
（知識・技術・姿勢を習得）

2 地元社会福祉協議会やNPO法人などが実施する事業に、
権利擁護に関わる支援員として活動して経験を重ねる

3 地元自治体が整備する市民後見人候補者名簿に登載

4 地元自治体から成年後見人等の候補者として推薦され、
家庭裁判所から選任を受けて市民後見人としての活動をスタート

5 選任後も地元自治体の社会福祉協議会等が
市民後見人の相談に対応、支援

法人後見について

○ 法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うもの。

○ 法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当して行う。担当職員が何らかの理由でその事務を行なえなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点がある。

法人後見の活動と意義

○ 権利擁護や福祉・法律の知識や技術をもった法人が、成年後見制度の担い手として活動することは、適切な支援ができるというだけではなく、自らが持つネットワークの知見や情報を活用し、素早い対応ができたり、いままで支援してきた人が何らかの理由で支援できなくなった場合に、すぐに代わりの人を選んで支援を引き継いでもらえるというメリットがある。
今後、権利擁護についての知識がある法人の参画が期待される。

◆ **法人後見の実施状況**（R5.4.1時点）

社会福祉協議会	７７０法人
社会福祉法人	４０法人
その他の法人(NPO、一般社団等)	４２１法人
計	１，２３１法人

出典：令和５年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（厚生労働省）より作成

法人後見に向けた体制づくり

○ 法人後見の担当者が代わっても、同じ考え方や姿勢で継続して後見業務が継続できるように、法人内で、権利擁護支援に対する意識統一を図る必要がある。受任方針の確認、業務の継続を見据えた財源の確保、効率的な担当職員の配置、今後に向けた人材育成のしくみ、後見業務の協力者となる専門家チームとの地域連携ネットワークの確保と拡充など、持続可能な体制づくりが必要。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～　尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進　～

○　成年後見制度利用促進法に基づき、令和４年3月に**「第二期成年後見制度利用促進基本計画」**（計画期間は**令和４～８年度**の5年間）を閣議決定

Ⅰ　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

・　地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

・　以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

①　本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること

②　成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること

③　成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること

④　任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること

⑤　不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

・　地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。

Ⅱ　成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討

・　スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方

（２）総合的な権利擁護支援策の充実

・　日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等

（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

（４）各種手続における後見業務の円滑化等

3　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－

（２）地域連携ネットワークの機能
－個別支援と制度の運用・監督－

（３）地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－

（４）包括的・多層的な支援体制の構築

4　優先して取り組む事項

（１）任意後見制度の利用促進

（２）担い手の確保・育成等の推進

（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

（４）地方公共団体による行政計画等の策定

（５）都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期基本計画全文　→　成年後見制度利用促進｜厚生労働省 (mhlw.go.jp)

第二期成年後見制度利用促進基本計画（抄）
Ⅱ　成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
１ 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

（1） 成年後見制度等の見直しに向けた検討

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（2） 総合的な権利擁護支援策の充実

（1）の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

②新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

- 国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。）が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。
- 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援等を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与の在り方も含めて検討する。
- 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

（出典）法務省ホームページ

成年後見制度の見直しに向けた検討

令和6年1月
法務省民事局

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和４年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.0%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

○ 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
○ 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
○ 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
○ 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

〔成年後見制度に関する国内外の動向〕

令和４年　３月　第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定（対象期間は、令和４年度～令和８年度）
令和４年１０月　障害者権利条約の第１回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要【令和６年２月に法制審議会に諮問】

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約　（R4.10.7 抄）
第１回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

主な検討テーマ	現状及び課題	検討
法定後見制度における開始、終了等に関するルールの在り方	利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。	一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討
法定後見制度における取消権、代理権に関するルールの在り方	成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。	本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討
法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルールの在り方	本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。	本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討
任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策	本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、任意後見契約の効力が生じない。	任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討

その他のテーマ

- **法定後見制度における類型の見直し**
- **成年後見人等の報酬の在り方**

持続可能な権利擁護支援モデル事業（令和４年度～）

事業の概要・スキーム、実施主体等

○ **持続可能な権利擁護支援モデル事業**
【実施主体：都道府県･市町村（委託可）**】**

● ３つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

＜基 準 額＞ 1自治体あたり 5,000千円
＜補 助 率＞ 3/4

①地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた**新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。**

②簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

市町村の関与の下で**意思決定サポーターによる意思決定支援によって**、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、**日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。**

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に**司法による権利擁護支援を身近なものとする方策**についても検討

【Ｒ４実施自治体】
長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町
【Ｒ５実施自治体】
長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町、山口市、大川市

③ [1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

民間企業や地域住民から資金を調達することにより、**公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組**

[2]

虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい**支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組。**

（1） 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

① 地域連携ネットワークの必要性と趣旨

ア　地域連携ネットワークの必要性

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

② 地域連携ネットワークのしくみ

ウ　中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、 以下のような役割を担う。

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担う役割
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村により直営または市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は1（1）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」。

「中核機関」の整備状況

【成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果】

調査対象：全1,741市町村及び全47都道府県　　調査時点：令和5年4月1日

中核機関の整備状況 ＜整備済（R5.4時点）：1,070市町村（61.5%）⇒ 整備済＋整備見込あり:1,293市町村（74.3%）＞【令和6年度末KPI：1,741市町村】

●中核機関の整備状況、整備（予定）時期＜全体＞

●中核機関等の整備状況、整備（予定）時期＜自治体規模別＞

地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況

○　地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況は以下のとおり。**割合の分母は中核機関整備自治体の1,070。**

本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能

福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による**「支援」機能**

成年後見制度の利用前　権利擁護の相談支援

申立の準備から後見人の選任まで　権利擁護支援チームの形成支援

後見人の選任後　権利擁護支援チームの自立支援

機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組

共通理解の促進の視点

多様な主体の参画・活躍の視点

機能強化のためのしくみづくりの視点

※　数値は令和５年４月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果によるもの。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

④その他

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

・社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の
地域共生社会の担い手としての役割や
経営の協働化・大規模化等

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

○　平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

（参考）社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）
第24条　（略）
2　社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

【社会福祉法人】

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

地域における公益的な取組

（留意点）
社会福祉と関連のない事業は該当しない

（在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど）

（留意点）
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

③ 無料又は低額な料金で提供されること

（生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など）

（留意点）
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

○　社会福祉法人の地域社会への貢献
⇒　各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

社会福祉法人の責務となっている「地域における公益的な取組」の実践事例

○ 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

コロナ禍における食事の提供支援

○ コロナ禍において地域の小さな子どもがいる家庭や高齢者の負担軽減のため、夕食支援のお弁当を販売。（東京都内の事例）

【ポイント】
新型コロナウイルス感染拡大に伴い、元々実施していた地域交流カフェを休業。代替として、買い物による長時間の外出や食事づくりの負担軽減を目的として、夕食支援のお弁当を販売。

複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

○ 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府内の事例）

【ポイント】
複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

認知症改善塾の実施

○ 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（札幌市内の事例）

【ポイント】
認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

○ 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県内の事例）

【ポイント】
連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。

（出典）・全国社会福祉協議会「『地域での計画的な包括的支援体制づくりに関する調査研究事業』報告書」（平成30年度社会福祉推進事業）
・東京都、大阪府の各社会福祉協議会ホームページ等

社会福祉連携推進法人について

○　社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。**（令和4年4月1日施行）**

○　2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

⇒　**社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）

【理事会】

※　日常の業務執行機関（理事６名、監事２名以上）

法人の業務を執行・報告

【社員総会】

※　法人運営に係る重要事項の議決機関
（原則１社員１議決権）

意見具申・事業の評価
（社員総会・理事会は意見を尊重）

【社会福祉連携推進評議会】

※　地域ニーズを反映するための意見具申機関
（評議員３名以上）

【社会福祉連携推進法人が行う業務（以下は例）】

①地域福祉支援業務
- 地域貢献事業の企画・立案
- 地域ニーズ調査の実施
- 事業実施に向けたノウハウ提供

②災害時支援業務
- 応急物資の備蓄・提供
- 被災施設利用者の移送
- 避難訓練
- BCP策定支援

③経営支援業務
- 経営コンサルティング
- 財務状況の分析・助言
- 事務処理代行

④貸付業務
- 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け

⑤人材確保等業務
- 採用・募集の共同実施
- 人事交流の調整
- 研修の共同実施
- 現場実習等の調整

⑥物資等供給業務
- 紙おむつやマスク等の物資の一括調達
- 給食の供給

認定・指導監督

認定所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】　※　２以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

- 社会福祉法人
- 社会福祉事業を経営する法人
- 社会福祉を目的とする公益事業を経営する法人
- 社会福祉事業等に従事する者の養成機関を経営する法人

社会福祉連携推進法人設立による効果

① 複数法人が共同で一定の業務を行うことによる
スケールメリットの導入、経営コストの縮減

② 複数法人が負担する会費等で運営される
事務体制のシェアリング

⑥ 「地域における公益的な取組」の共同実施等による
地域に不足するサービス資源の創出

地域福祉の一層の推進

個々の社員（社会福祉法人等）の
経営基盤強化

③ 連携推進法人としてのブランディングによる
地域住民・求職者への訴求力強化

⑤ 相談窓口間のリファー、空き定員の紹介等
他法人が保有する**サービス資源の共有**

④ サービス手法、人材育成、新規事業所
開設等、他法人の**ノウハウの共有**

社会福祉連携推進法人の具体的な取組の実例

○ **人材確保等業務**

- **研修**
  連携法人が共同で確保した専任職員（スーパーバイザー）を中心に、５法人の施設長クラスの職員が研修企画を行い、年間を通じた研修を実施。小さい法人単独では実施が難しい経験別・階層別研修を年間60回余り実施。（リガーレ）
- **人材確保共同事業**
  人材確保のために、各法人に総務部門責任者等で構成される人材確保専任職員と、採用２～３年目の若手職員によるリクルーターを選出し、学生とともに社員法人の施設を巡るバスツアーの企画や就職フェアへの出展、広報ツールの作成、大学・専門学校への訪問、ホームページ作成、リクルーター育成などの取組を実施。さらに、外国人技能実習生の受入も共同で実施。（リガーレ）
- **スーパーバイザーによる巡回**
  社員法人が抱える課題について、スーパーバイザーが介入、助言、伴走を実施。具体的には、研修体系の整理やOJTの仕組みづくり、会議体系の整理などを実施。（リガーレ）

○ **経営支援業務**

- **業務におけるＩＣＴ化の推進**
  業務に使用するＩＴ機器やサービスの調達・導入やインフラ整備、システム導入・開発に至るまで幅広く担当し、業務におけるICT化を迅速かつ安全に提供。（日の出医療福祉グループ）

○ **物資等供給業務**

- **一括購入**
  パソコン、無線機器、業務用スマートフォン、セキュリティソフト等の一括購入を実施。（日の出医療福祉グループ）
- **電子決済システム活用**
  規模が小さい保育事業者が電子決済システムを活用できるようにするために、連携推進法人として複数の法人横断で活用できるように検討。（あたらしい保育イニシアチブ）

○ **災害支援**

- **支援者派遣**
  能登半島地震が発生し、1月4日に連携推進法人として、支援者を派遣することを決定。社員法人から、医師や看護師、介護福祉士などの多職種チームとして、合計22人の職員が現地支援。（秋田圏域社会福祉連携推進会）

○ **地域福祉支援業務**

- **法人後見**
  権利擁護の必要な障がい者や高齢者への支援が不足しているという課題に対し、行政、社会福祉協議会、弁護士、地元企業や地元銀行などの協力の下、家庭裁判所等との綿密な打ち合わせを経て、法人後見を受任。（となりの）

注 「社会福祉連携推進法人、小規模法人のネットワーク化による協働事業事例集（2023年度版）」（厚生労働省 令和５年度社会福祉推進事業　社会福祉連携推進法人制度の活用の促進に関する調査研究事業）を基に作成。